

公示送達

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 51 条第 2 項ただし書及び第 3 項の規定に基づき、下記のとおり公示送達する。

令和 8 年 9 月 10 日

総務大臣 林 芳正
（公 印 省 略）

記

- 1 送達を受けるべき者の住所又は居所及び氏名
（住所及び居所不明）
審査請求人 喜々津 恭子

- 2 公示事項

上記の者に送達すべき令和 8 年 5 月 15 日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号中央合同庁舎第 2 号館内総務省行政不服審査会事務局総務課が保管し、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。